

船舶事故調査報告書

平成24年8月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年4月2日（土） 13時00分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西岸沖 滋賀県大津市大宮川河口南西方沖770m付近 （概位 北緯35°03.7′ 東経135°52.9′）
事故調査の経過	平成23年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 釣 ^{つり} キチ4号、5トン未満 231-18069愛知、個人所有 5.18m (Lr) × 2.18m × 0.79m、FRP ガソリン機関（船外機）、128kW、平成12年9月 B モーターボート ^{ディー} ^{エー} ^{エス} D. A. S.、5トン未満 243-32406滋賀、個人所有 3.20m (Lr) × 1.40m × 0.57m、軽合金 ガソリン機関（船外機）、7kW、平成11年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 45歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年8月1日 免許証交付日 平成19年2月19日 （平成24年7月31日まで有効） B 船長B 男性 23歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年2月15日 免許証交付日 平成20年2月15日 （平成25年2月14日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船首部船底に擦過傷 B 右舷船尾部凹損等（廃船）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、救命胴衣を着用して琵琶湖南西岸で漂泊し、釣りを行っていたところ、風が強くなってきたので風を避けるために移動することとした。 船長Aは、発進前に周囲を見回した後、右舷側に配置された操縦席の椅子に腰を掛け、手動操舵により針路を真方位約035°に定めて航行を開始し、約1分後の平成23年4月2日13時00分ごろ、大宮川河口南西

	<p>方沖770m付近において、約11.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）でA船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、共に救命胴衣を着用し、大宮川南西方沖において、漂泊して釣りを行っていたところ、風に流されて陸岸に寄ったため、風上側に移動することとした。</p> <p>船長Bは、周囲を見回し、接近する他船を見掛けなかったため、同乗者と協力して移動準備を開始したところ、約5分後、両船が衝突した。</p> <p>B船は、衝突により左舷側に転覆し、船長Bが水中に投げ出され、同乗者は船内に閉じこめられたが、船長Bが船長Aの協力を得て同乗者を救助したのち、両人ともA船により陸岸に運ばれ、救急車で病院に搬送された。</p> <p>船長Bは頭部打撲等を、同乗者は右示指挫創、神経損傷等をそれぞれ負った。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約30～50cm</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、発進前、周囲を見回したところ、数隻の釣り船を視認したものの、航行方向で漂泊しているB船には気付かなかった。</p> <p>船長Aは、発進後、操縦席の左後方の物入れから飲み物等を取り出そうとしていた。</p> <p>B船は、漂泊中の船位の微調整用として船首部に小型電動船外機を装備していたので、移動準備とし、釣り竿を船体に固定するとともに、小型電動船外機を揚収して船体に固定する作業等が必要であった。</p> <p>船長Bは、本事故発生後、A船に揚収されて陸岸に運ばれる間、船長Aから「脇見をされていてぶつかった」旨の話を聞いた。</p> <p>本事故発生場所は、滋賀県琵琶湖等水上安全条例により、3月1日から11月30日までの間、動力船は7kn以下の速力で航行するよう規制されていた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="513 1301 815 1350">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1301 1457 1350">A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1350 815 1400">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1350 1457 1400">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1400 815 1449">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1400 1457 1449">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1449 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1449 1457 2065"> <p>A船は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思込み、操縦席の左後方の物入れから飲み物等を取り出しており、見張りを行わなかったことから、漂泊中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、発進前に周囲を見回したが、航行方向で漂泊しているB船を見落とし、前路に他船はいないものと思込んだ可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖において漂泊中、船長Bが、移動準備をすることに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思込み、操縦席の左後方の物入れから飲み物等を取り出しており、見張りを行わなかったことから、漂泊中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、発進前に周囲を見回したが、航行方向で漂泊しているB船を見落とし、前路に他船はいないものと思込んだ可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖において漂泊中、船長Bが、移動準備をすることに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思込み、操縦席の左後方の物入れから飲み物等を取り出しており、見張りを行わなかったことから、漂泊中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、発進前に周囲を見回したが、航行方向で漂泊しているB船を見落とし、前路に他船はいないものと思込んだ可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖において漂泊中、船長Bが、移動準備をすることに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								

原因	<p>本事故は、琵琶湖南西部の大宮川河口南西方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の規制に基づいた速力を遵守すること。